第四十条第六項及び第七項中「協定規則第四十八号第五改訂版」を「協定規則第四十八号第六改訂版」に改め、同条に次の一項を加える。

8　保安基準第三十七条の四第三項及び細目告示第五十三条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

第四十一条第五項中「協定規則第四十八号第五改訂版」を「協定規則第四十八号第六改訂版」に改め、同条に次の一項を加える。

6　保安基準第三十八条第三項及び細目告示第五十四条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

第四十一条の二第一項中「協定規則第七十号改訂版の補足第五改訂版」を「協定規則第七十号改訂版補足第六改訂版」に改め、同条第四項中「協定規則第七十号補足第六改訂版」を「協定規則第七十号改訂版補足第七改訂版」に改め、同条第六項中「協定規則第七十号補足第七改訂版」を「協定規則第七十号改訂版補足第八改訂版」に改める。

第四十一条の三第三項、第五項及び第八項中「協定規則第四十八号第五改訂版」を「協定規則第四十八号第六改訂版」に改め、同条に次の一項を加える。

9　保安基準第三十八条の三第三項及び細目告示第五十五条の二第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

第四十二条第十三項中「協定規則第四十八号第五改訂版」を「協定規則第四十八号第六改訂版」に改め、同条に次の一項を加える。

14　保安基準第三十九条第三項及び細目告示第五十六条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

第四十三条第八項及び第十項中「協定規則第四十八号第五改訂版」を「協定規則第四十八号第六改訂版」に改め、同条に次の一項を加える。

11　保安基準第三十九条の二第三項及び細目告示第五十七条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

第四十四条第十二項及び第十三項中「協定規則第四十八号第五改訂版」を「協定規則第四十八号第六改訂版」に改め、同条に次の一項を加える。

14　保安基準第四十条第三項及び細目告示第五十八条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

第四十五条第十三項、第十六項及び第十八項中「協定規則第四十八号第五改訂版」を「協定規則第四十八号第六改訂版」に改め、同条に次の一項を加える。

19　保安基準第四十一条第三項及び細目告示第五十九条第三項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

第四十七条に次の一項を加える。

8　保安基準第四十一条の三第三項及び細目告示第六十一条第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

第四十七条の次に次の二条を加える。

（緊急制動表示灯）

第四十七条の二　保安基準第四十一条の四第四項及び細目告示第六十一条の二第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

（後面衝突警告表示灯）

第四十七条の三　保安基準第四十一条の五第四項及び細目告示第六十一条の三第二項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成二十四年十一月十八日から平成二十九年十一月十七日までに法第七十五条の二第一項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第四十八号第六改訂版の規定にかかわらず、協定規則第四十八号第五改訂版の規定に適合するものであればよい。

4　平成二十九年十一月十七日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示別添五十二4・25・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十四年国土交通省告示第千三百十九号）による改正前の細目告示別添五十二4・25・の規定に適合するものであればよい。

附　則

この告示は、平成二十四年十一月十八日から施行する。

官庁報告

国家試験

司法書士試験合格者

司法書士法（昭和25年法律第197号）第６条第１項の規定による平成24年度司法書士試験（平成24年７月１日筆記試験施行、同年10月９日口述試験施行）に合格した者の氏名を次のとおり公告する。

平成24年11月16日

法務大臣　滝　実

受験地　東京

1	高野　雄二	3	木宮　瑛子	56	勢田　竜也	65	青野　徳弘
14	宮山　延大	16	森井　規勝	70	池谷　昌亮	84	黒岡　一義
27	吉永佳菜子	39	小林　幹英	100	川阪　宗訓	143	清水宗一郎
42	清水　博子	55	星野　勝彦	182	辻本　歩	216	大西　誠
				256	鈴木　望	280	近藤　雅大
				349	末永　博	362	山本　真吾
				390	箱田　貴浩	405	中野　俊範
				420	塩澤　郁生	424	藤原　悠真
				433	近藤　崇	470	谷口　元康
				559	大河　茂	586	松島　峻一
				615	市川　慶英	633	加藤　竜太
				678	小野田　茂	722	小祝　亮
				782	浅野　啓太	785	渡辺　光
				786	境　光夫	803	中川　英樹
				841	八木　良直	843	柳澤　善之